

# ひたちなか市の下水道負担区図

## ◆「負担区」と「単価」とは

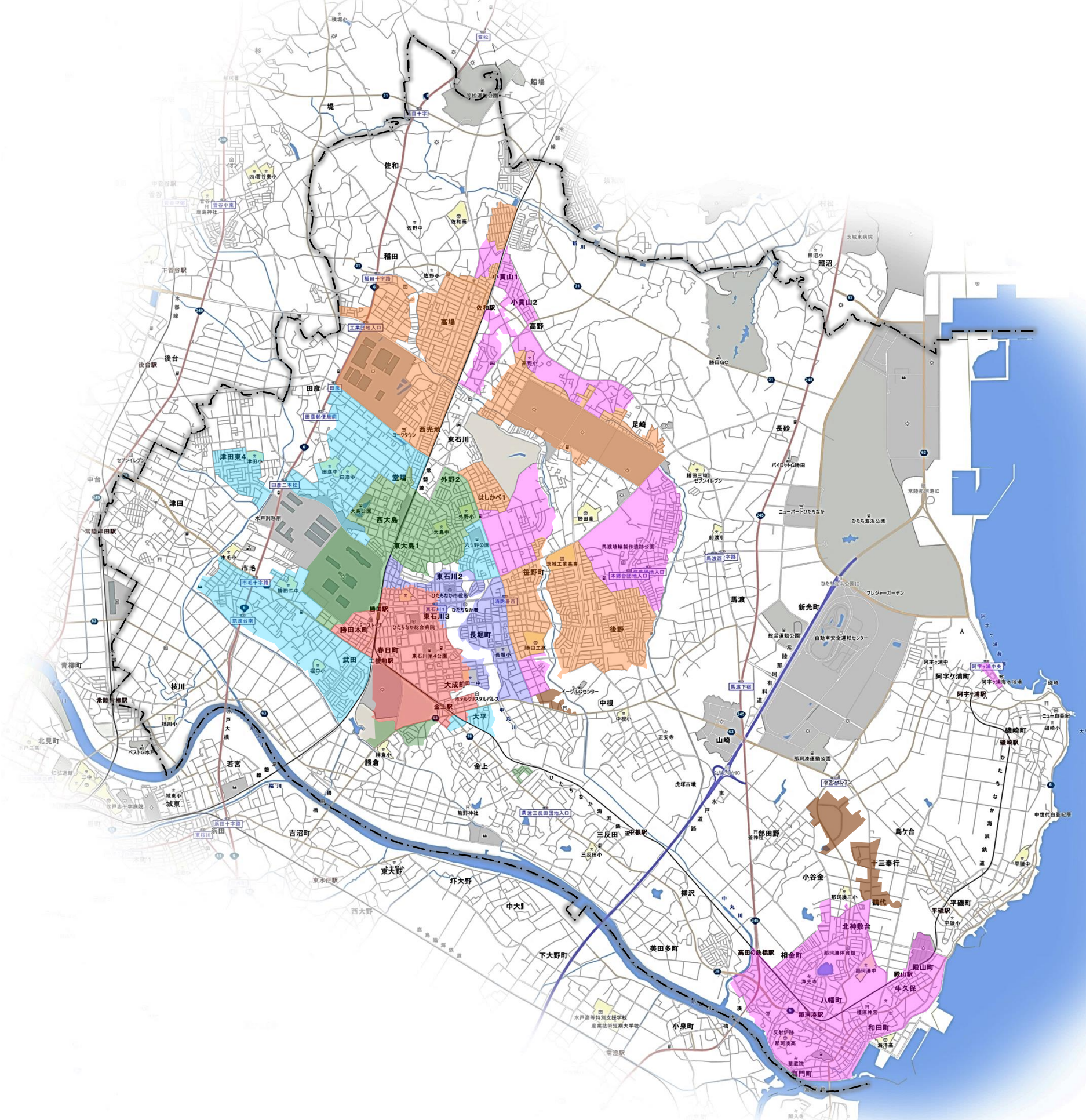
本市では、下水道事業を計画的に推進するため、土地の状況や事業の実施状況などによって施行区域を区分し、それぞれの区域ごとに事業費や整備面積を決定しています。

この区域を「負担区」として、当該区域内の総事業費のうち、末端管きょ（＝受益者が実際に受益を受ける枝線管きょ）の整備費の一部が、「受益者負担分（＝受益者負担金で賄うべき費用）」となります。

これを整備面積で除した額が1㎡当たりの負担金額、つまりは負担区ごとの「単価」です。下水道の整備年度や施工の状況などによって末端管きょの整備費相当額が異なるため、単価は負担区によって異なります（本市では昭和55年度に下水の排除方式を分流式※にするとともに、昭和57年度から負担区制を採用しており、左図の中央処理分区は、それ以前の施行区域であるため、単価が特に異なります。）。

※ 分流式…汚水と雨水を別々の管で排除する方式。合流式※と比較して施工量が多く、整備費用も増えますが、雨が降っても安定した汚水処理が可能です。

※ 合流式…汚水と雨水を一つの管で排除する方式。分流式よりも整備費用は安価になりますが、大雨などで合流管の容量を超えると、路上の雨水や宅地内の排水が流れにくくなる場合があります。



凡例		単価
	中央処理分区	163円
	単独公共下水道第1負担区	430円
	単独公共下水道第2負担区	480円
	単独公共下水道第3負担区	540円
	流域関連公共下水道第1負担区	480円
	流域関連公共下水道第2負担区	540円
	受益者負担金区域	540円
	行政区域界	